

平成24年度予算編成方針

能美市財務規則（平成17年2月1日規則第32号）第7条の規定により、予算編成方針を次のとおり定める。

平成23年10月 1日

総務部長

1 基本方針

今年3月に発生した東日本大震災は、国民の生活や経済に大きな影響を及ぼすとともに、地方自治体の防災力の向上や自然環境を活用したエネルギー戦略の必要性など、新たな課題についても浮き彫りにした。

これまで「当たり前」だと考えてきた電気や水などに対する価値観も変わり、大震災によって明らかになった課題に、国と地方が一丸となって取り組む姿勢が必要である。

これまで厳しいとされていた国の財政は、震災の復興のための財源も必要となり、さらに厳しさを増しこの影響が地方自治体にまで波及することは必至であると考えられる。

しかしながら、少子高齢化対策やインフラの整備など、市民の暮らしやすさを念頭に、これまで進めてきた施策を足踏みすることなく着実に推進していかなければならない。

また、新年度予算は、今まで以上に創意工夫を凝らし、無駄を排除するとともに、すべての施策を厳しく検証し、その効率性・実効性を向上させる取組を不断に徹底するなど、市の自己改革力を高めるべく更なる努力を続けていくことが肝要である。

国政は、新政権が誕生したとはいえ、昨年度に続き、与野党はねじれ状態であり、主要施策の実施や制度改正の成否が予断を許さない情勢であり、不透明感が増す中での来年度予算の編成作業となるが、合併8年目を迎えるにあたり、合併効果をさらに確かなものとし、市勢の更なる進展を図るためにも、懸案となっている事業については合併特例債の積極的な活用も視野に入れ事業の推進を図るとともに、不退転の決意で、引き続き行財政改革に取り組んでいくことが最重要課題と考えるものである。

各部局では、予算要求に際しては、費用対効果を含めた行政評価の面、さらには適正な行政サービス水準や受益者負担のあり方について真摯に検討されることを望むものである。

したがって、平成24年度予算の見積りに当たり、各部は、この基本方針の下、別途企画財政課長通知に基づいて予算見積書を作成し、定める期日までに提出されたい。

2 予算要求にあたっての規律

- ・ 新年度の予算編成における政策課題は、速やかに各部局内で方向性を出し、企画財政課と協議を済ませること。
- ・ 職員一人一人が、ここ数年の一般財源の不足に危機感を持ち、すべての事業を0ベースから見直した要求とすること。
- ・ 昨年度に引き続き職員政策提案事業のプレゼンテーションを行い、内容を精査した上で事業化も検討する。
- ・ 起債の発行については、プライマリーバランスを念頭において行うこと。
- ・ 中長期事業計画に掲載されていない重点事業は、予算要求を認めない。

- ・ 補正予算は、制度改正、災害関連経費などやむを得ないもの、又は、当初予算編成の中で協議したもの以外は行わないので留意すること。

3 その他

- ・ 国県の各種制度改正や新規財政需要の増加等がないか、常にその動向を注視し、新規の情報は、速やかに企画財政課に報告・連絡・相談すること。
- ・ 雇用対策・緊急経済対策など迅速な対応を必要とする事業については、平成24年度を待つことなく着実に推進する。